

第23期第6回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年8月20日（水）15時から

場所 唐津市水産会館 研修室

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）あわび漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・P1～P6
- （2）漁業許可方針の変更（案）について（諮問）
 - 1 延縄式たこつぼ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～P10
- （3）カキ試験養殖について（協議）
 - 1 佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所・・・・・・・・・・別冊
- （4）委員会指示の適用除外について（協議）・・・・・・・・・・P11～P20
- （5）その他

議題 1

水産第 2110 号
令和 7 年 8 月 7 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祐

あわび漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

あわび漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

あわび漁業（すもぐり）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識

イ 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

（北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒）

（5）漁業時期

12月21日から翌年10月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

- ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者

- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和7年10月1日から令和7年10月31日まで

第4 許可の基準

申請数が、10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の漁業時期において、当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (2) 2013年12月21日から2024年10月31日までの期間において、あわびの水揚げの実績がある者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

北緯：33度28分06秒

東経：130度00分42秒

- (2) 操業時間は、次のとおりとする。

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで
1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで
2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで
3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで
4月・・・午前6時30分から午後6時30分まで
5月・・・午前6時00分から午後6時30分まで

6 月、7 月・・・午前 5 時 3 0 分から午後 7 時 0 0 分まで

8 月、9 月・・・午前 6 時 0 0 分から午後 6 時 3 0 分まで

1 0 月・・・・午前 7 時 0 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

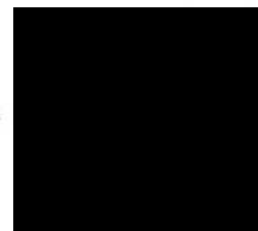
(3) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は 1 隻 1 名とする。

(4) 操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上 3 . 0 メートル以上の高さに掲げなければならない。

水産第 2118 号
令和 7 年 8 月 8 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



許可方針の変更(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 延縄式たこつば漁業

(担当:水産課漁業調整担当)

たこつぼ漁業許可方針

延縄式たこつぼ漁業

第1 制限措置

- 1 漁業種類
延縄式たこつぼ漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
15隻
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県玄海海域
- 6 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）
第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を実践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、15件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が15件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が15件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が15件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

- (1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年12月15日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。（従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。）ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合に限る。
- (3) 基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可（従前の許可を含む。）を有していたことがある者
- (4) 基準日において当該漁業以外の漁業の許可を有していた者
- (5) 上記（1）から（4）に該当しない者

第5 条件

- 1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内（佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内）についてはこの限りでない。
- 2 漁具は20条以内とし、つぼ数は1条につき100個以内とする。
- 3 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

「たこつば漁業許可方針（延縄式たこつば漁業）」新旧対照表

新	旧
第1～4 略 第5 条件 1 <u>共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内（佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内）についてはこの限りでない。</u> 2 漁具は20条以内とし、つば数は1条につき100個以内とする。 3 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。	第1～4 略 第5 条件 1 所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場）以外の共同漁業権漁場内で操業してはならない。 2 漁具は20条以内とし、つば数は1条につき100個以内とする。 3 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号

松浦海区内におけるウニ（アカ、バフン、ムラサキの各種を含む）の乱獲を防止し、資源保護のため、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

1 採捕禁止期間

- （1）アカウニ、バフンウニは 1 1 月 1 日から翌年 2 月末日まで
- （2）ムラサキウニは 7 月 1 日から 1 2 月 2 0 日まで

2 指示の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで。

令和 7 年 8 月 6 日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正 様

住所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏名 佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和正

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号

2 適用除外の目的・理由

佐賀玄海漁協では、磯焼け対策として、従来行われてきた異常繁殖したムラサキウニの駆除と併せて、採捕と駆除とを両立させる駆除ムラサキウニの利活用に関する取組を推進しているところである。

松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号はムラサキウニの採捕期間制限に関するものであり、制限期間中は取組を停止せざるを得ないことから、年間を通してムラサキウニを採捕し継続的に取組推進する体制を確保できるよう適用除外を申請する。

3 適用除外の期間

承認の日から令和 7 年 12 月 20 日まで

4 漁業を営む者の住所及び氏名

別紙 1 のとおり

5 漁業に使用する船舶

別紙 1 のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

水産動植物の名称：ムラサキウニ

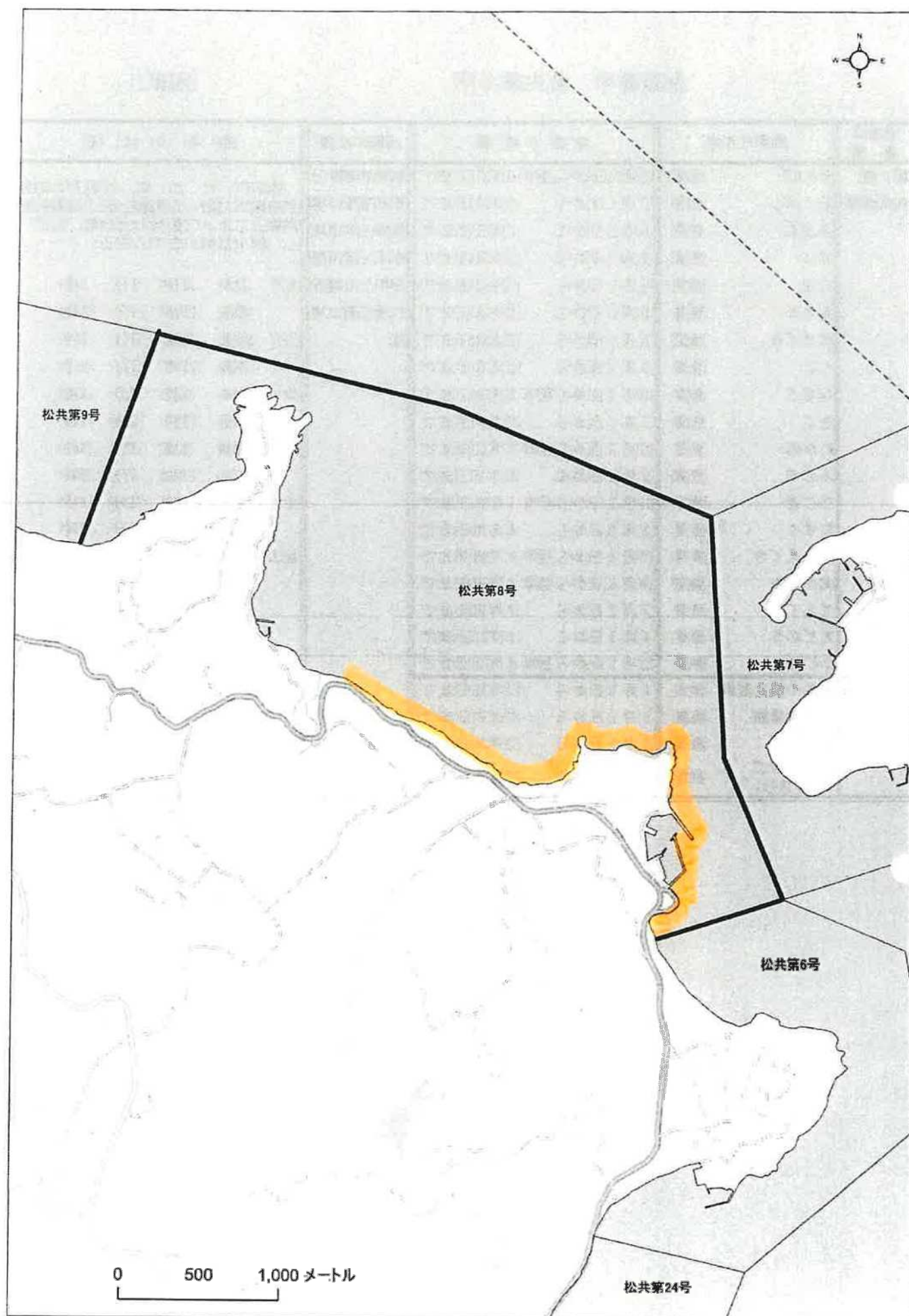
数量：3,000kg

7 漁業を営む方法

簡易潜水器を用いた潜水採捕

8 漁業を営む区域

別紙2のとおり



令和 7 年 8 月 6 日

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正 様

住所 佐賀県唐津市屋形石 3464 番地 1

氏名 屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平田 芳弘

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号

2 適用除外の目的・理由

屋形石漁協では、磯焼け対策として、従来行われてきた異常繁殖したムラサキウニの駆除と併せて、採捕と駆除とを両立させる駆除ムラサキウニの利活用に関する取組を推進しているところである。

松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号はムラサキウニの採捕期間制限に関するものであり、制限期間中は取組を停止せざるを得ないことから、年間を通してムラサキウニを採捕し継続的に取組推進する体制を確保できるよう適用除外を申請する。

3 適用除外の期間

承認の日から令和 7 年 12 月 20 日まで

4 漁業を営む者の住所及び氏名

別紙 1 のとおり

5 漁業に使用する船舶

別紙 2 のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

水産動植物の名称：ムラサキウニ

数量：3, 000 kg

7 漁業を営む方法

簡易潜水器を用いた潜水採捕

8 漁業を営む区域

松共第8号3号区域（別紙3のとおり）

(別紙 3)

漁業を営む区域



議題 3

水産第 2223 号

令和 7 年 8 月 20 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所におけるカキ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

唐農水第 3 2 2 4 号
令和 7 年 8 月 1 9 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 8 月 1 9 日付けで佐賀玄海漁業協同組合より、肥前統括支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所菖津地区においては、基幹産業である真珠母貝垂下式養殖からマガキの垂下式養殖への転換を進めています。

しかし、近年の夏期の気温上昇に伴う養殖漁場の高水温によるへい死被害が大きくなっています。

そこで、通年出荷が可能であり、へい死被害が少ない3倍体マガキの養殖に取り組む予定です。近年注目されている、バスケットを用いたシングルシード方式（干潟垂下式）により実施し、出荷前の磨き作業等の省人省力化が図られます。

玄海地区において、シングルシード方式による所得向上及び兼業漁業種としての取り組みやすさは、未だ検証されていません。養殖の可能性を検証するために、今年度のカキ試験養殖の実施について、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和7年8月19日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請書

令和7年8月19日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目 的 かき試験養殖（干漏バスケット式）
- 2 水産物の名称 カキ類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 松区第551号第1種区画漁業権漁場内
 （別紙1参照）
 面積 2,700 m²
- 4 養殖期間 試験養殖の承認日より令和8年8月31日
- 5 養殖の方法及び規模
 方法：干漏バスケット式
 規模：0.7m×3.9m×10台 バスケット 100個
 3倍体マガキ種苗をバスケットに小分けして養殖
 設置（別紙3参照）

添付資料

- （1）理由書
- （2）試験養殖計画書
- （3）漁場位置及び区域図（別紙1、別紙2）
- （4）試験棚概要図（別紙3）
- （5）委託契約書 写し

理由書

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所菖津地区の基幹漁業は真珠母貝垂下式養殖（以下「真珠養殖」）であり、当地区の所得のうちこの真珠養殖が占める割合がかなり大きいが国内外の情勢に左右されやすいという課題がある。

そのため、同地区においては真珠養殖から近年需要が増大しているマガキの垂下式養殖への転換を進めているところであるが、マガキの出荷時期が主に冬期に限られ、さらに近年の夏期の気温上昇に伴う養殖漁場の高水温によるへい死被害が大きくなってきている。

そこで、通年の出荷が可能でへい死が少ないとされている3 倍体マガキの養殖に新たに取り組むことにした。また、養殖手法はバスケットを用いたシングルシード養殖手法（干潟垂下式）を取り入れることにした。この手法は、バスケットの洗浄やカキの選別等の養殖管理を必要とするが、比較的省人省力で行える、さらに、バスケット中でカキが衝突し合うことによって出荷前の磨き作業の省力化がかなり期待される。

また、「3 倍体マガキのシングルシード養殖」は、近年注目されている先進的な養殖手法であるが、玄海地区においてこの取組による所得向上や、兼業漁業種としての取り組みやすさは未だ検証されていない。本試験養殖の取組が今後玄海地区のカキ養殖業者のモデルとなることが期待できる。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐 賀 玄 海 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長 川 寄 和 正

試験養殖計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所

松区第 551 号内(別紙1参照)

計 2, 700 m²

2) 実施期間

試験養殖の承認日～令和 8 年 8 月 31 日

3) 試験内容

a) 概要

干潟バスケット式

b) 養殖施設(別図2, 3参照)

0.7m×3.9m×10 台 バスケット 100 個

- ・3倍体マガキ種苗 20,000 個を 100 個のバスケットに小分けして養殖
- ・養殖施設の設置場所は、実施場所を確認しながら設置

c) 試験方法

- ・養殖試験承認後(令和 7 年 9 月以降)に牡蠣養殖用バスケット他資材の準備及び設置
- ・設置後、3 倍体マガキ種苗導入し、養殖を開始
- ・令和8年8月まで抑制処理、間引きを行いつつ養殖を実施し、成長したものから随時殻付かきとして試験出荷
- ・令和8年8月末で試験養殖終了、施設撤去

4) 試験スケジュール

令和 7 年 9 月	・牡蠣養殖用バスケット他資材の導入
同 9 月	・バスケット支柱・架台設置 ・3 倍体マガキ種苗導入、養殖開始
同 9 月～令和 8 年 8 月	・養殖(抑制、間引き含む)、 ・成長ししだい随時殻付かきとして試験出荷
令和8年8月末	試験養殖終了、施設撤去

5) 収支計画

支出の部

	内容	数量	金額
資材費	バスケット資材	一式	3,600,000
	干潟設置用バスケット架台	一式	260,000
	カキ種苗	20,000 個	140,000
総計			4,000,000

収入の部

	内容	単価	金額
売上高	カキ 12,000 個 (6 割で計算)	100	1,200,000
総計			1,200,000

6) 試験養殖実施予定者氏名



2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

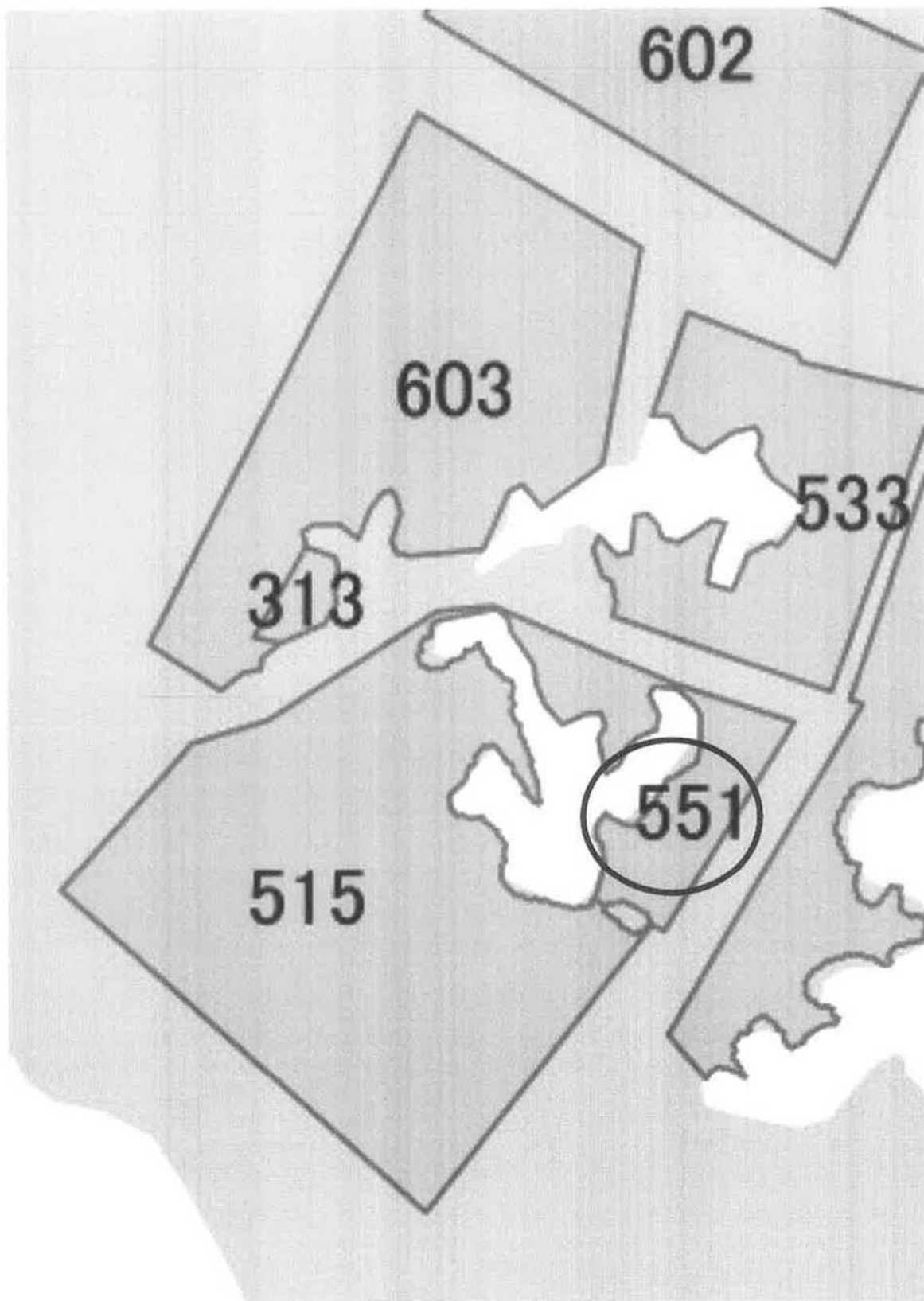
(緊急時の措置)

台風等の接近などにより流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。

また、本施設に起因する被害が発生した場合は、佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所が責任を持って対処する。

○ 緊急時の連絡先

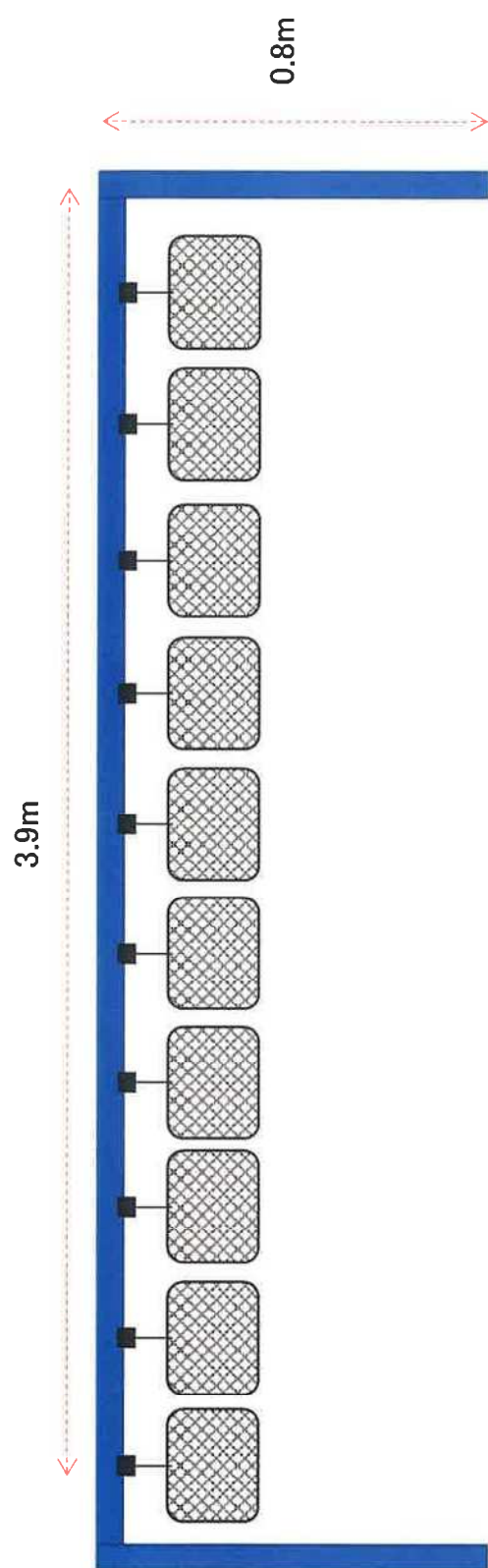
佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所 0955-54-2131



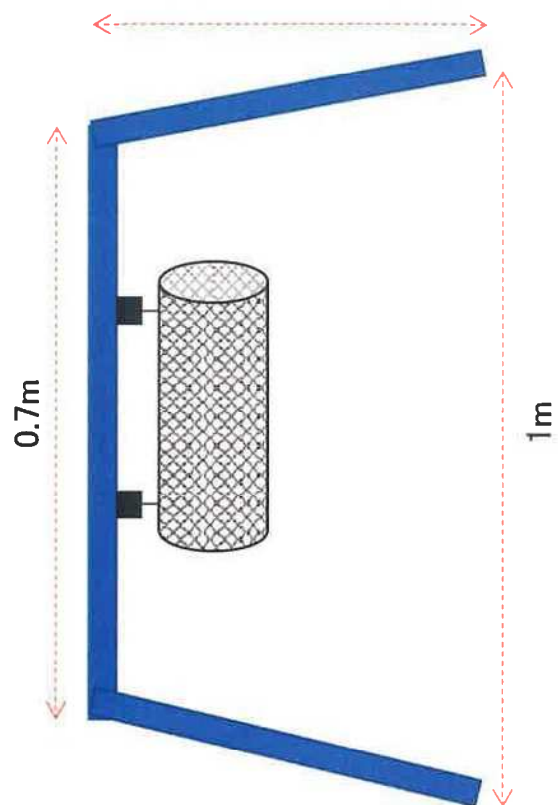
別紙2.区画図



別紙3.立体図



長辺側



短辺側

カキ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「委託者」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「受託者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、カキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

2 受託者は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 受託者が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、受託者が行う。

（状況報告）

第3条 委託者は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年8月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て受託者の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て受託者に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、受託者に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、委託者、受託者協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 受託者がこの契約に違反したとき

(2) 受託者が委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めたとき

2 受託者は、委託者の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、委託者、受託者協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 受託者は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、委託者、受託者協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年8月19日

委託者 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達 良

受託者 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和